

宇部市新卒保育士就職支援助成制度募集要領

本市の保育園等の保育士を確保するため、大学等の養成機関等を卒業し、市内の保育所等に保育士として新たに就職する方に対して、就職支援金として助成します。

1 助成対象者

平成30年度に養成施設を卒業（修了）見込みで次の条件に該当する者

- (1) 市内の保育園等に常勤保育士として新たに就職が内定していること。
- (2) 常勤保育士として市内の保育園等に2年以上継続（同一の保育園等）して、勤務すること。
- (3) 保育士証を取得予定（保育士登録申請済）であること。
- (4) 市税等を滞納していないこと。
- (5) 過去にこの要綱に基づく助成金の交付を受けていないこと。
- (6) 本市の他の類似の助成制度を利用又は利用する予定がないこと。
- (7) 宇部市暴力団排除条例（平成23年宇部市条例第19号）第2条第2号に規定する暴力団員及び暴力団密接関係者でないこと。

2 募集期間

平成30年12月3日（月曜日）から平成31年1月31日（木曜日）まで

3 助成金額等

- (1) 助成金額 1人あたり10万円
- (2) 助成予定人数 15人

4 申請方法

次に掲げる書類を募集期間内に下記9まで持参又は郵送で提出すること。持参の場合の受付時間は、平日の8時30分～17時15分とします。

- (1) 宇部市新卒保育士就職支援助成金交付申請書（様式第1号）
- (2) 宇部市新卒保育士就職支援助成金就労予定証明書（様式第2-1号）
- (3) 誓約書（様式第3号）
- (4) 保育士登録申請書の写し
- (5) 納税証明書（滞納がないことを証する証明）

5 助成金交付対象者の決定方法

書類審査のうえ2月頃に決定します。ただし、上記3の助成予定人員を超えた場合は、予算の範囲内とする予定です。

6 助成金交付決定後の手続

- (1) 助成金請求

平成31年3月31日までに、宇部市新卒保育士就職支援助成金交付請求書（様

式第5号)を提出すること。

(2) 就労状況の報告

就業開始後、10日以内に宇部市保育士助成金就労証明書(様式第2-2号)と保育士登録済通知書を提出すること。また、交付の決定を受けた日から起算して1年目及び2年目経過した時点で、宇部市新卒保育士就職支援助成金就労継続証明書(様式第2-3号)を提出すること。

7 助成金交付決定の取消及び助成金の返還

次の事由に該当した場合は、助成金の交付決定を取り消し、全額返還を求める場合があります。

- (1) 交付決定を受けた当該年度に養成機関等を卒業できなかったとき。
- (2) 保育証を取得できなかったとき。
- (3) 市内の保育園等に常勤保育士として、就職しなかったとき。
- (4) 保育所等に就職後、常勤保育士として2年間を経過する前に離職等したとき。
- (5) 提出書類に偽りがあったとき。
- (6) その他助成金の交付が不相当と認められるとき。

8 その他

申請様式等については、宇部市ホームページからダウンロードできます。

宇部市>子育て・教育>保育園・幼稚園>保育士就職支援>新卒保育士就職支援助成制度

9 提出先・問い合わせ先

宇部市こども・若者応援部保育幼稚園学童課 保育係

〒755-8601 山口県宇部市常盤町一丁目7番1号

電話 0836-34-8244 FAX 0836-22-6051

メール kodo-fuku@city.ube.yamaguchi.jp